相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県東筑摩郡麻績村麻三五二七番地イ号、最後の住所長野県東筑摩郡麻績村麻八九三三番地　被相続人　亡　中宿　泰男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十日

長野県松本市沢村三丁目四番四七号コンフォール沢村ビル二階

相続財産管理人　黒澤　幸恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県弥富市西中地町中島七四番地五、最後の住所愛知県愛西市大野町郷西六五番地

被相続人　亡　米倉　郁夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十日

名古屋市中村区名駅四丁目二番七号丸森パークビル七階　荒尾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荒尾　直志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市大正区三軒家西二丁目一三番、最後の住所大阪市大正区三軒家西二丁目一三番一九号　被相続人　亡　坂井　正尚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十日

大阪市中央区北浜二丁目二番二一号中央三井信託ビル七階

相続財産管理人弁護士　村中　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区下鴨蓼倉町八四番地、最後の住所兵庫県西宮市名塩山荘一三番四号　被相続人　亡　山上　欣一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十日

兵庫県尼崎市昭和南通三―二六第一松本ビル六階　相続財産管理人　西村　義明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市阿倍野区旭町二丁目八五番地、最後の住所奈良市横井一丁目一三四番地　第一二号市営住宅第三九号　被相続人　亡　岡田　晴久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十日

奈良市西木辻町一二一―二　朝日プラザ奈良プレシオ四〇一号

相続財産管理人　司法書士　宮本眞樹子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県笠岡市吉田一七六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　西山　富子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十日

事務所岡山県笠岡市大井南七二番地九

相続財産管理人　向原　美恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県世羅郡甲山町大字小世良一七三番地、最後の住所広島県世羅郡世羅町大字東神崎四五九番地九　被相続人　亡　小林　有

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十日

広島県三原市宮浦六丁目六番一〇号

相続財産管理人　大森　佳代

無縁墳墓等改葬公告

土地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内に申出下さい。なお期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年九月二十日

一、墳墓等所在地　徳島県三好市池田町シマ九一五―二

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　徳島県三好市池田町シマ九一三―四　新居　孝治

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項及び第五項の規定による知多都市計画事業常滑大谷土地区画整理事業の左記の者に対する仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知できないので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により当該通知書の送付に代えて通知の内容を左記のとおり公告します。

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　愛知県名古屋市東区小市場町一丁目七番地

氏名　今津幸治郎

二　通知の内容

知多都市計画事業常滑大谷土地区画整理事業施行地区内にあなたの所有する宅地について、土地区画整理法第九十八条第一項の規定により左記のとおり仮換地を指定します。

よって、同法同条第五項及び第九十九条第二項の規定により通知します。

記

一　仮換地の位置及び地積

別紙仮換地指定明細書及び添付図のとおり

二　仮換地指定の効力発生の日

平成二十三年九月六日

三　仮換地の使用収益の開始することができる日

別に定めて、後日通知します。

（注意）

一　この通知書記載の「仮換地指定の効力発生の日」から従前の宅地については、使用しまたは収益することができません。

二　別に通知する「仮換地の使用収益の開始することができる日」までは、仮換地を使用しまたは収益することはできません。

（教示）

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に愛知県知事に審査請求をすることができます。

（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に常滑大谷土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、常滑大谷土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙仮換地指定明細書及び添付図は省略し、それらを愛知県常滑市大谷字道向百十三番地一にある掲示板に掲示する。

平成二十三年九月二十日

愛知県常滑市新開町四丁目一番地

常滑大谷土地区画整理組合

理事長　小島　輝雄

社会福祉法人ねむの木福祉会設立に関するお知らせ

当法人定款第三一条により、左記のとおりお知らせいたします。

一、名称　社会福祉法人ねむの木福祉会

二、主たる事務所　島根県松江市学園二丁目五番八号

三、法人成立年月日　平成二十三年九月二日

四、法人の事業　第二種社会福祉事業

（イ）保育所の経営

（ロ）一時預かり事業の経営

（ハ）放課後児童健全育成事業の経営

五、役員に関する事項　理事長　藤原紀美子

外理事七名監事二名

六、資産の総額　金一二五〇万円

平成二十三年九月二十日

島根県松江市学園二丁目五番八号

社会福祉法人ねむの木福祉会

理事長　藤原紀美子